

神栖市社会福祉協議会

経営改善計画策定指針

(素案)

平成28年4月

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会

1. 計画の策定にあたって

神栖市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の事業は、全て地域福祉活動計画に基づき実施されており、平成28年度事業については「第4次地域福祉活動計画（H27～31）」の2年次目として現在展開を図っているところです。

本会の活動方針は、制度や市場原理では満たされないニーズに応じていくことで、精神障害や発達障害、判断能力が不十分な方の権利擁護など、少数派の市民への関わりが中心となっています。こういった分野の事業は収益性を求めにくく、民間企業の参入も見込めませんが、営利を目的としない社会福祉法人である社会福祉協議会は、行政をはじめ地域の様々な福祉の担い手、あるいは地域住民やボランティアと連携・協働し、中立公正な立場で「先駆性」「柔軟性」を発揮して取り組みました。これは、地域福祉の推進を目的とする社会福祉法人として市区町村に一つ設置が認められた社会福祉協議会の特長であり、施設経営を中心とする他の社会福祉法人ではできない取り組みです。

これらの活動を支える大きな財源となってきたのが「会費・寄付金」「行政からの助成金」です。法人化以来、本会活動をここまで充実・発展させることができたのは、いずれも本会活動に対する市民そして行政の理解と支援によるもので、今後も本会運営を支える基本財源であることに変わりはありません。

しかし、法人化から30年が経過し、神栖市が社会福祉協議会に求める役割は変化し、社会福祉協議会への助成のあり方も見直しが始められています。また国では、社会福祉協議会を含めた社会福祉法人のあり方について検討がされ、その意義や役割が問い直されています。本会活動の本質や事業の運営方針は不変なものですが、これからは、社会福祉法人としての適切な法人経営はもちろん、多様な財源獲得の方策について、市とも密接な連携を図りながら計画立てて中長期的に取り組んでいく必要があります。

今回策定する計画は、本会地域福祉活動計画と連動し、活動計画の実現かつ社会福祉法人の経営部門を強化するために必要な組織体制の整備と、事業継続性を担保するための具体的な財源確保について計画化するもので、本会が地域における公益的な活動をさらに推進していくための基盤強化につなげる計画として策定します。

2. 計画の構成

「財政基盤」「事業展開」「組織体制」の3つの柱立てで具体的検討項目を定め、本会理事を中心とする専門委員会（案）を設置して平成28年度中に評価検討を行い、「神栖市社協発展強化計画（経営改善計画）」として平成29年4月1日から施行します。

ただし、評価検討の中で28年度から実施を決定した取り組みは前倒しで実施します。

3. 計画の実施期間

平成29年度から31年度までの3年計画とし、「第4次地域福祉活動計画」の進行管理と合わせ本計画の達成度評価、必要に応じた見直しを図ります。

平成31年度からは「第5次地域福祉活動計画」の策定と並行して「第2次発展強化計画」の策定に着手します。

4. 分野別の主な事業の方向性

I 事業展開を支える財政基盤の強化

以下の7点について、神栖市健康福祉部関係各課との調整協議を進め、理事会・評議員会の中で目標を設定し、必要な規程・規則等の改正等、具体的実施内容・実施スケジュールの明確化を図り、平成29年4月から計画的に実施していけるよう進めます。

項目	方向性
① 会費収入の確保	<ul style="list-style-type: none">・加入の少ない特別会員会費額を2,000円～5,000円といった幅を持たせ、一般会費からの移行のしやすさを図り、併せて「団体会員」新設によりボランティアサークルや市民グループ等の新たな会員獲得を図る。・会員規程の見直しを図る。
② 共同募金の増額	<ul style="list-style-type: none">・行政区毎募金の理解促進のため、説明会等の積極的な開催を通じて募金団体及び募金額の増加を図る。・市内の募金箱設置協力店舗を250カ所に増加する。・市内約600の法人に対し職域募金の協力依頼を行う。
③ 福祉活動基金の効果的活用	<ul style="list-style-type: none">・福祉活動基金の効果的かつ弾力的運用により新規事業を展開する。・福祉活動基金の計画的な処分により、市助成金額の減額を図る。
④ 公的事業の積極的受託	<ul style="list-style-type: none">・本会の特性やノウハウを活かせる取り組みについては、市関係各課との協議を進め、その積極的な受託を推進する。
⑤ 労働者派遣事業の積極的推進	<ul style="list-style-type: none">・現在神栖市福祉関係3課に1名ずつ計3名の職員を派遣しているが、第4次地域福祉活動計画に基づき最大4名の有資格者派遣を協議する。
⑥ 寄付金収入の増強	<ul style="list-style-type: none">・寄付金の使途などのPRを本会ホームページ・かみす社協ニュース等で充実させ、更なる増額を目指す。・社協善意銀行専用募金箱を市内の商店や公共機関等に設置。市民が気軽に寄付に参加できる環境をつくる。
⑦ 現場実習生の積極的受入	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉士、精神保健福祉士養成機関と連携し、実習生の受け入れを積極的に行い、実習費収入の増額をめざす。

II 住民ニーズに合致した事業展開

第4次地域福祉活動計画及び平成28年度事業計画に基づき、予定事業について適切に積極的に展開します。さらに、以下の項目には重点的に取り組みます。

項 目	方 向 性
① 様々な地域福祉の担い手との連携・協働 (コミュニティソーシャルワークの実践)	<ul style="list-style-type: none"> ・分野や制度の枠組みにとらわれず、「住民の生活課題の解決」を実践の基本軸とし、市福祉関係部局、各種相談機関、支援機関との有機的な連携を図る。 ・住民、ボランティア、民生委員・児童委員など地域の福祉関係者とともに、積極的な訪問・同行支援を継続することでニーズのきめ細かい把握に努め、互いに協力しながら課題解決につなげる。
② 障害者相談窓口としての機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ・社協ニュースを中心とした広報により、障害者世帯の抱える不安や悩みを積極的に把握し、個別支援や新規事業に結びつけるための訪問相談を強化する。
③ 成年後見受任活動の積極的展開	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターや障害相談支援事業所等へのPR活動を充実させ、連携に基づく法人後見を積極的に受任する。
④ 有料広告事業の新規実施による広告料収入の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・社協ニュース及び本会ホームページへ広告を掲載する企業・団体を積極的に募集し、広告料収入を確保する。
⑤ 社協を市民へPRするイベント等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・現在実施している「福祉感謝会」の充実と併せ、市民へPRできるイベントについて、事業専門委員会の中で検討する。

Ⅲ 時代に即応した組織の構築

組織運営の基盤となる、執行部の位置づけ、事務局及び職員の規模と人事管理・給与体系について、今日の社会福祉法人としてふさわしい組織体制づくりをめざします。

項 目	方 向 性
① 理事会等基幹的会議の機能強化	<ul style="list-style-type: none">・理事会等に事業専門委員会及び財務組織専門委員会（仮称）等を設置し、組織の活性化を図るとともに、役員等の意見を法人経営への的確に反映する。・役員等研修の充実。・活動実態に則した報酬・費用弁償体系の見直し。
② 事務局体制強化	<ul style="list-style-type: none">・職員の業務量等を定期的に調査・測定し、職員定数管理や中期的人員計画を策定して適正な人員配置を行う。・合理的かつ機能的な事務局運営を目指し、事務局体制の再編に向けた検討を行い、機能強化を図る。
③ 人材育成	<ul style="list-style-type: none">・市の制度を参考として目標申告、人事評価制度を導入し、業務に対する意識・意欲の向上を促す。
④ 職員の給与体系・水準のあり方の検討	<ul style="list-style-type: none">・茨城県内社協などの給与体系及び水準を調査研究し、本会職員の給与体系の再構築に向けて、財務組織専門委員会で検討する。

○社会福祉法人神栖市社会福祉協議会助成金にかかる

平成28年度予算の執行に伴う指示事項に対する改善計画（案）

（神栖市財政部局へ提出）

指示事項1 「財源確保に向けた施策の展開」

以下の4点について、神栖市関係各課との協議を進め、理事会・評議員会による議決、規則等の改正など具体的実施内容の明確化を図り、平成29年4月から計画的に実施していきけるよう進めてまいります。

計画① 新たな会員獲得に向けた取り組み

神栖市社協は、昭和61年の法人化以来「住民会員会費制」を導入し、住民参加による活動を展開しております。社協会員の構成と会費額は1世帯あたり年間1,000円の一般会員、年間5,000円の特別会員、法人を対象とした一口10,000円二口以上の法人会員としており、実績は平成27年度分で一般会員数12,798世帯・12,802,500円、特別会員27件・155,000円、法人会員138法人・総額3,250,000円で、会費総額は16,207,500円です。この資金は本会における助成金・委託金等を除く収入の約75%を占める自主財源の大きな柱となっています。

今後更に本会活動の理解の浸透、自主財源の増加に向けた取り組みとして、金額設定が比較的大きいため加入者が減少傾向にある特別会員の会費額を、2,000円から5,000円の範囲で加入可能とすることで、一般会員から特別会員への移行のしやすさを高めます。

また、本会の構成組織となることで、活動中の事故等に対応する「在宅福祉サービス総合補償（全国社会福祉協議会）」に少ない負担で加入できるメリットを、ボランティアサークルや市民グループ、福祉団体等といった非営利グループに情報発信し、これらのグループ等が加入しやすい「(仮称)団体グループ会員」といった会員種別を3,000円から5,000円程度の会費額で新設します。

上記2項目の変更を行うことで、構成会員の増加につなげ、併せて会費収入増をめざします。そのために必要な規程の改正を進め、積極的に会員募集活動を展開していきます。

計画② 公的事業の積極的受託

神栖市が実施している事業の中で、本会の特性やノウハウを活かせる取り組みについては市関係各課と協議を進め、その積極的な受託を推進し新たな財源確保に努めていきます。

計画③ 労働者派遣事業の積極的推進

現在、労働者派遣事業により神栖市の福祉関係3課に職員の派遣を継続しております。本会の第4次地域福祉活動計画には、正規職員総数の1/4を目安に最大4名まで派遣していく方針が明らかになっております。したがって、市関係課への1名追加派遣の協議により、新たな財源確保に努めてまいります。

計画④ 福祉活動基金の効果的活用

本会の保有する「福祉活動基金」は、昭和61年の法人化当初から全国社会福祉協議会の指導により創設した基金で、目標額を旧波崎町社協との合併後に2億円(合併前は1億円)とし、毎年基金の利息をボランティア団体・サークル活動、ボランティア協力校(市内小中高校全校)等へ助成することで「福祉のまちづくりを進める」ということを目的としています。

平成21年度までは会費・寄付金等から毎年450万円を目安に積み立ててきましたが、東日本大震災(平成23年3.11)の年以降、市助成金が職員設置費のみとなり、会費・寄付金等の自主財源は全額を当該年度の事業費として活用しているため、積み立ては行っておりません。

平成28年4月1日現在の「福祉活動基金」総額は1億4,000万円で、当初は取り崩しを想定しない基金としていましたが、今日では社会状況と必要性に合わせて理事会・評議員会の議決を得た上で処分し、社協活動に使用できるよう規程及び要項の改正がされております。

全国社会福祉協議会では、市区町村社協が確保すべき最低限の特別条件保有資金を「年間総予算の3割程度が妥当」としておりますので、本会基金もそれを超える額については計画的に処分し自主財源の確保を図り、併せて神栖市への助成金申請額の圧縮に努めます。

平成28年度総予算 $262,232,000 \times 30\% = 78,669,600$ 円 (妥当性のある保有資産総額)
基金現在額 $140,000,000 - 78,669,600 = 61,330,400$ 円 (計画的処分を想定する額)

指示事項2 「共同募金の目標額の設定」

共同募金運動の目標額は、毎年7月下旬に茨城県共同募金会が決定し各市町村に通知され、更に市町村ごとに市町村社協内に設置された支会委員会によって最終決定され、市民への周知を図るスタイルとなっております。

平成27年度に茨城県共同募金会から通知された神栖市の目標額は、「茨城県内の様々な福祉関係施設や福祉関係団体・NPO法人の助成に活用されるA募金4,132,000円」と「神栖市内の地域福祉活動を支援するために活用されるB募金290,000円」の合計4,422,000円で、最終的な実績額は1,006,677円、対目標値22.7%という結果でした。目標額に対する実績として「低い」という状況に変わりはありませんが、平成26年度の実績額との比較では27%の増額となりました。

これは行政区ごとに自主的取り組みとしてご協力頂けた行政区が8カ所あったこと。募金箱設置カ所数を233カ所まで増加させたこと、職域募金にご協力頂けた法人が増えたことがその要因としてあげられます。

平成28年度は更に募金額の増額を目指し、1カ所でも多くの行政区が自主的取り組みをして頂けるよう行政委員会議での説明・依頼とあわせ、各行政委員には個別にまわり、行政区ごとの共同募金説明会の開催や、自主的な募金活動への協力についてお願いします。また、募金箱設置カ所数を250カ所に増やし、職域募金への協力依頼も約600カ所の法人にご案内していく予定です。

以上の取り組みを展開することで、28年度目標額を前年対比50%増の1,500,000円に設定できるよう支会委員会に提案し、実行していこうと考えております。

指示事項3 「昇給等を含めた人件費の見直し」

社会福祉協議会の正規職員の人件費は、法人化当初から「神栖市に準ずる」とするかたちで給与規程が定められております。入局時点では市職員よりも1号給（平成18年4月1日以降の入局職員は4号給）低い初任給格付となりますが、本会の組織構成上必要となる管理職員に対する会長からの任命があった場合以外は、昇給等級数、昇格までの条件・期間とも基本的に市職員給与条例等と同様です。

しかし、本会は平成23年度に第3次地域福祉活動計画に掲げた「専門職集団としての機能発揮」を実現するため、正規職員全員（18名）の国家資格取得を義務化し、併せて人事評価の一環として、社会福祉士・精神保健福祉士の国家資格取得者を正規職員の標準とする規程に改正しました。具体的な内容は、国家資格未取得者の昇給・昇格制限（昇給は標準職員が通常で4号給であるのに対し3号給まで・国家資格未取得者は4級以上に昇格できない）及び期末・勤勉手当に関する職務加算制限（国家資格未取得者は加算が無い）を設け現在に至っております。

以上のように地域福祉活動計画に基づく取り組みとして、国家資格取得者を標準職員とする給与の減額改正を理事会・評議員会の議決を得て平成24年4月1日から既に実行しておりますので、この取り組みを継続させて頂きつつ、今後は、市同様の人事考課制度導入に向けた取り組みを市にご教示頂き進めていく予定でおります。

その上で、昇給等を含めた正規職員の給与体系については、本会理事を中心として新たに組織する専門委員会の中で、他市社協の状況等も調査しながら精査・検討し、最終的には理事会、評議員会において方向性を明確化してまいります。